

進行中

町内「定額タクシー」絶賛運行中！

令和2年度に、5ヶ月間実証実験とした町内どこでも定額で利用できる「定額タクシー制度」について、利用状況やアンケート調査などから判断し、町の公共交通の1つとして運行しています。ぜひ声を掛け合ってください！



morica(もりか)カードご利用のご案内

- このカードは morica (もりか) カード取扱店の掲示がある加盟店でのお買物、ご飲食等にご利用いただけます。原則として現金でできません。
- 加盟店一覧は安芸太田町「ハートフル協賛組合ホームページ」等で確認できます。
- カードを折り曲げたり、QRコードに傷をつけたりしないでください。QRコードが読み取れなくなる場合があります。
- このカードを紛失、盗難、改ざん、或いはお客様の許可なく第三者に使用された場合であっても、カード残高の返金または再交付はできません。
- このカードの残高及び有効期限は、明細に記載される他、このカードの取扱店でも確認できます。
- このカードの有効期限は最終利用から4年となります。有効期限後は残高の有無にかかわらず無効となり、残高の払い戻しはいたしません。
- システム障害等により、予告なく一時的にこのカードが利用できない場合があります。
- このカードの「署名欄」に署名することで、このカードを利用することができます。
- 「署名欄」への署名をもって、「安芸太田町地域通貨 morica 利用規約」に同意したものとみなします。

カード番号 0000 0000 0000 0000 PIN番号 0000

署名欄

QRコードは(株)ウェブの登録商標です

カード管理センター 広島県安芸太田町戸内784-1 0826-28-1972(平日9:00~17:00)
 カード管理センター 広島県安芸太田町戸内670-6 0826-28-2504(平日9:00~17:00)



内容

必ず名前を書いて利用してください！

【利用料金】 **700円**/台

【利用回数】 制限なし

【対象事業者】 町内タクシー事業者(安野タクシー・加計交通・三段峡交通)

【相乗り】 複数名で利用できます。(2名なら350円ずつで利用できます。)



期間

令和6年4月1日(月)～令和6年5月6日(月)

令和6年5月7日(火)からは、「新・公共交通」もりカーへ移行となります。



利用について

町内タクシー会社に直接予約してください。

「morica」をご提示ください。

身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳を提示された方は100円引き



利用条件

○町内に住所を有する方

○中学生以上の方



注意事項

- ・「morica」をお持ちでない場合は、利用できません。
- ・目的地は町内に限ります。(一部広島市(宇佐・水内周辺)を含む)
- ・複数の目的地はご利用できません。

裏面あり

【お問い合わせ】安芸太田町役場企画課



0826-28-1972



定額タクシーの利用について

利用証について

- 令和4年12月から配布している「morica」が定額タクシーの利用証明書としても使用可能です。
【「morica」の携帯アプリでも乗車することが可能です】

利用条件

- 中学生以上の町民の方（年齢に関係なく、自動車免許証をお持ちの方も利用できます。）

料金について

- 1台700円（身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳を提示された方は100円引き）
- タクシーメーター 660円の場合 利用者660円 + 町負担額 0円
- タクシーメーター3,000円の場合 利用者700円 + 町負担額2,300円

利用できるタクシー会社について

- 町内事業者（安野タクシー・加計交通・三段峡交通）です。町外タクシー会社は対象外です。

利用方法について

- タクシー会社に「定額タクシーお願いします」とお伝えください。
- 乗車時に「morica」を運転手に渡してください。
- 料金のお支払いについては、morica マネーか現金支払いを選択することができます。

相乗りについて

- 「morica」を所持されている方が1名いれば、同じ場所からどなたでも相乗りできます。
- 1台700円につき、利用者間で割勘が可能です。（2名なら350円ずつ）
「morica」での支払いの場合は代表者のカードで支払いとなります。
- 病院帰りなど、帰る時間と方向が同じであれば、お互い声かけして相乗りをしてください。
- タクシー会社で相乗りの調整をすることはできません。

利用回数について

- 1年に96回までです。
- 相乗りした場合は、代表者1名分のみ利用回数を数えます。
- 事業者からの利用報告で回数確認し、超えた場合は補助分の返還を頂く場合があります。

あなたくとの関係

- あなたく運行地域の方も、定額タクシーを利用できます。
- 路線ごとに運行曜日が違うため、各運行事業者にご確認ください。

目的地について

- 町外まで利用する際は、町境（町境を目的地とする）までが対象となります。
- 高速道路を利用する場合は、インター入り口まで対象とします。
- 自宅から目的地でタクシーを待機させ、自宅に戻る利用はできません。
- 目的地へのルート上で、1ヶ所のみ10分以内であれば「寄り道」可とします。
例えば銀行ATM・コンビニ・郵便局など社会通念上の「少しの寄り道」程度と考えます。